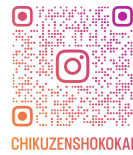


最新情報はホームページやインスタグラムで

商工会より、経営に必要な情報をお届けします



CHIKUZENSHOKOKAI

## トピックス

- ・地域振興券について
- ・商工会会費徴収について
- ・電子帳簿保存法について
- ・年収の壁支援強化パッケージについて

### マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

**1.20%**

2023.11.1時点

## 地域振興券ちくぜんについて

■使用期間・・・令和5年12月31日(日)

取扱加盟店におかれましては、使用期間内での受け取りをよろしくお願いいたします。

■換金期限・・・令和6年1月18日(木)

期限内に商工会へ商品券を持参の上、換金手続きをよろしくお願いいたします。

※商品券の裏面に社判の押印、枚数の確認を事前に済ませた上でお持ち込みください。

## 商工会下期会費の徴収について

口座振替の方・・・令和5年12月25日(月)

現金集金の方・・・商工会へ持参もしくは集金対応

※各地区の担当より集金のご連絡を差し上げます。

ご対応のほどよろしくお願いいたします。

## 電子帳簿保存法の改正について

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)が、令和6年1月からは保存要件に従って電子データの保存が行えるよう、必要な準備をお願いします。



原則として、紙に出力したものを保存しても電子帳簿保存法上求められている要件を満たしていることになりません。

「**真実性の確保**」・・・

記録が改ざんされていないかどうか確認が取れる

「**可視性の確保**」・・・

誰が見ても視認・確認ができる状態を確保する

### 電子取引に該当する例

- メール添付での交付・受領した請求書
- ウェブサイト上でダウンロードした領収書
- スマホアプリ決済の利用明細
- クラウドサービスで交付・受領した請求書や領収書
- インターネットバンキングの振込に関する取引情報
- クレジットカードの明細など

詳しくは国税庁のホームページへ!

# 年収の壁・支援強化パッケージ

人手不足への対応が急務となる中で、**短時間労働者（第3号被保険者）**が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、国が当面の対応として下記の**施策（支援強化パッケージ）**に取り組み、制度の見直しも図ります。

## 年収の壁に対する意識

### 従業員100人超の企業に勤務のケース

・年収106万円以上 ・週労働時間20時間以上  
年収106万円以上となることで、**厚生年金保険・健康保険**に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

### 第2号被保険者になると・・・

- ・保険料負担 → **会社と本人折半**
- ・給付 → **厚生年金・基礎年金**  
+ 傷病手当金や出産手当金を受給可能



## 106万円の壁への対応

### ■キャリアアップ助成金のコースの新設

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行なった事業主に対して、労働者一人当たり**最大50万円**の支援を行います。

※労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、**被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）**として支給する場合も対象とします。

### ■社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

短時間労働者への被用者保険の適用を促進する観点から、被用者保険が適用されていなかった労働者が新たに適用となった場合に、**事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」**を支給することができます。

### 従業員100人以下の企業に勤務のケース

・年収130万円以上  
年収130万円以上となることで、**国民年金・国民健康保険**に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

### 第1号被保険者になると・・・

- ・保険料負担 → **本人**
  - ・給付 → **基礎年金**
- ※保険料負担が発生し、給付は基礎年金のみ



## 130万円の壁への対応

■事業主の証明による被扶養者認定の円滑化  
被用者保険の被扶養者の認定に当たっては、認定対象者の年間収入が130万円未満であること等が要件とされてますが、一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込が130万円以上となる場合においても、**直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込を判断すること**としています。

他にも・・・

## 配偶者手当への対応

### ■企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

1. **見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、**
2. **中小企業団体等を通じて周知する。**

※詳細については今後順次公表。

※厚生労働省HP年収の壁・支援強化パッケージより内容を参照。

※現時点での内容を掲載しました。

今後内容が変更する場合がございます。詳しい内容や最新情報につきましては随時厚生労働省ホームページをご覧ください。

